

# 障害者福祉のしおり



長 門 市

# 1. 相談窓口

- 長門市役所  
本庁 福祉課 福祉係  
TEL (0837)23-1243  
FAX (0837)23-2061
- 三隅支所 総合窓口課 健康福祉係  
TEL (0837)43-2444  
FAX (0837)42-0555
- 日置支所 総合窓口課 健康福祉係  
TEL (0837)37-2193  
FAX (0837)37-2567
- 油谷保健福祉センター 総合窓口課 健康福祉係  
TEL (0837)33-3021  
FAX (0837)33-3022

## 2. 障害者手帳

### 身体障害者手帳

身体障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。これらの制度を利用するためには、『身体障害者手帳』が必要です。

身体障害者手帳は申請に基づいて、身体に永続する障害(定められた程度以上)がある方に県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの
  - 申請書、指定医師の診断書(用紙は各相談窓口にあります。)
  - 写真2枚(縦4cm×横3cm)
  - 印鑑

### 療育手帳

知的障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。これらの制度を利用するためには、『療育手帳』が必要です。

療育手帳は申請に基づいて、知的障害者に対して、県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの
  - 児童相談所の判定(18歳未満の方)
  - 知的障害者更生相談所の判定(18歳以上の方)
  - 申請書
  - 写真1枚(縦4cm×横3cm)
  - 印鑑

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。これらの制度を利用するためには、『精神障害者保健福祉手帳』が必要です。

精神障害者保健福祉手帳は申請に基づいて、精神障害者に対して、県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの
  - 申請書(用紙は各相談窓口にあります。)
  - 医師の診断書又は年金証書の写
  - 写真1枚(縦4cm×横3cm)
  - 印鑑

### 手帳をもっている方へ

このようなときは、必ず手続きをしましょう。

- ・ 障害がなくなったとき
- ・ 障害の程度が変わったり、新しく別の障害が発生したとき
- ・ 住所、氏名が変わったとき
- ・ 保護者が変わったとき
- ・ 障害者本人が死亡したとき

# 3. 障害者を支援する制度

## ～～ ①年金・手当等 ～～

### **障害基礎年金**

市民課 窓口係 (0837)23-1226

国民年金に加入している方で、次のような場合に支給されることがあります。

- ① 国民年金に加入中又は加入したことがある方で、65歳までに病気やケガなどで障害の状態になった場合
- ② 20歳に達する前に障害が生じた方が20歳になったとき

■年金額（平成23年度）	1級	986,100円
	2級	788,900円

※ 本人の所得制限や子供の扶養加算があります。

(注) 上記の1級・2級という障害等級は国民年金法で定めており、身体障害者手帳の等級ではありません。

### **特別障害者手当**

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害をもつ在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限などの制約があります。)

■手当額（平成23年度）	月額	26,340円
--------------	----	---------

- 必要なもの
- 認定申請書・所得状況届
  - 認定診断書
  - 身体障害者手帳または療育手帳(交付されている方のみ)
  - 請求者本人の年金証書(写)及び年金受領額のわかるもの
  - 住民票(写)または(外国人)登録原票記載事項証明書(世帯全員・続柄が記載されたもの)
  - 印鑑
  - 本人名義で郵便局以外の預金口座(認定されてから必要になります。)

## 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。  
(所得制限などの制約があります。)

■手 当 額 (平成23年度) 月 額 14,330円

- 必要なもの
- 認定申請書・所得状況届
  - 認定診断書
  - 身体障害者手帳または療育手帳(交付されている方のみ)
  - 請求者本人の年金証書(写)及び年金受領額のわかるもの
  - 住民票(写)または(外国人)登録原票記載事項証明書(世帯全員・続柄が記載されたもの)
  - 印鑑
  - 本人名義で郵便局以外の預金口座(認定されてから必要になります。)

## 特別児童扶養手当

福祉課 子ども未来室 (0837)23-1156

身体または精神に障害のある20歳未満の障害児を養育している保護者に支給されます。  
(所得制限などの制約があります。)

■手当の対象となる児童の障害の程度

- 1級(重度) ・身体障害者手帳の判定がおおむね1,2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの  
・療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障害である場合または同程度の精神障害がある場合
- 2級(中度) ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの  
・療育手帳の判定が中度程度の知的障害である場合または同程度の精神障害がある場合

※障害の程度はおおむね上記の通りですが、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方も「障害等級票」に該当すれば手当の対象となります。

■手 当 額 (平成23年度) 1級(重度) 月 額 50,550円  
2級(中度) 月 額 33,670円

- 申請に必要なもの
- 申請書
  - 認定診断書(省略できる場合があります。)
  - 身体障害者手帳または療育手帳(交付されている方のみ)
  - 戸籍謄本(外国籍の方は不要)
  - 住民票(写)または(外国人)登録原票記載事項証明書(世帯全員・続柄が記載されたもの)
  - 印鑑
  - 保護者名義の郵便局の預金口座(認定されてから必要になります。)

# 山口県心身障害者扶養共済制度

心身障害者(児)を扶養している保護者が、毎月掛け金を納めることにより、保護者が死亡(重度障害を生じた場合も含む)した場合、障害者(児)に年金が支給されます。

- 対象者 下記のすべての要件を満たす保護者
1. 65歳未満で特別の障害や病気がない
  2. 次の者を扶養している:身体障害者手帳1級から3級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っているかこれらと同等の障害者・障害児
- 申請に必要なもの
- 加入等申込書
  - 年金管理者指定届出書
  - 身体障害者手帳または療育手帳
  - 住民票(写)または(外国人)登録原票記載事項証明書(世帯全員・続柄が記載されたもの)
  - 印鑑

# 長門市重度心身障害者福祉手当

長門市在住で、心身に重度の障害がある方を在宅で介護されている保護者の負担を軽減するとともに、障害者福祉の向上に寄与することを目的に、福祉手当が支給されます。

- 対象者
1. 障害児 : 20歳未満で身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 所持者
  2. 重度障害者 : 20歳以上で身体障害者手帳1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 所持者。  
身体障害者手帳2～3級+療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳2～3級 所持者。
  3. その他障害者 : 20歳以上の方で身体障害者手帳2～3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級 所持者。
- ※ただし、2、3は住民税(所得割)非課税世帯に属している障害者に限ります

- 手 当 額 (平成22年度)
1. 障害児 : 年額30,000円
  2. 重度障害者 : 年額15,000円
  3. その他障害者 : 年額 5,000円

- 申請に必要なもの
- 福祉手当申請書
  - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
  - 印鑑
  - 本人または介護人名義の預金通帳(認定されてから必要になります。)

※申請受付期間は毎年度1月～3月末日

## ～～ ② 医療 ～～

### **重度心身障害者医療費助成制度**

福祉課 福祉係 (0837)23-1245

重度の心身障害児(者)に対して、医療費の自己負担金(保険診療分)を助成します。(ただし、他の公費負担や健康保険組合等により付加金が支払われるときはその額を除きます。)

- 対象者
- ① 身体障害者手帳1～3級の所持者
  - ② 療育手帳Aの所持者
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
  - ④ 障害者年金1級の方

- 必要なもの
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書
  - 健康保険証
  - 印鑑

### **自立支援医療（更生医療、育成医療）**

身体に障害のある人が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、その障害を除いたり、軽減するための医療の一部を助成するものです。保険給付の対象となった医療費の自己負担分を公費で負担するものですが、原則利用者は、1割負担となります。ただし、世帯の市民税額等に応じて月額負担上限が設けられています。

18歳未満の児童は育成医療(これのみ窓口は長門健康福祉センターTel22-2811)が受けられます。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている方

- 給付の対象となる障害区分と主な医療

視覚障害	角膜移植術、白内障手術など
聴覚平衡機能障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術など
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術、骨切術、理学療法など
中枢神経脳神経	脳シャント、脊髄形成術
心臓機能障害	ペースメーカー埋込術、人工弁置換術など
じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術など
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法など

## ■自己負担上限額（更生医療）

定率10%負担

ただし、所得の低い方には月当たりの負担額に次のとおり上限を設定します。

- ・生活保護世帯 …… 0円
- ・市町村民税非課税世帯(本人所得 $\leq$ 80万円) …… 2,500円
- ・市町村民税非課税世帯(本人所得 $>$ 80万円) …… 5,000円

また、所得の低い方以外についても、継続的に相当額の医療費負担が発生する方(「重度かつ継続」)については月当たりの負担額に次のとおり上限を設定します。

- ・市町村民税額(所得割) $<$ 3.3万円 …… 5,000円
- ・3.3万円 $\leq$ 市町村民税額(所得割) $<$ 23.5万円 …… 10,000円
- ・市町村民税額(所得割) $\geq$ 23.5万円(※) …… 20,000円

※ここでの世帯は住民票上の世帯ではなく同一保険証上の世帯です。

※市町村民税額23.5万円以上の世帯の方で「重度かつ継続」に該当しない場合は自立支援医療制度の対象外となります。

## ■申請に必要なもの

- 更生医療指定医療機関の医師が作成した更生医療意見書
  - 身体障害者手帳
  - 健康保険証(人工透析療法の場合は、特定疾病療養受療証も添えてください)
  - 印鑑
  - 所得が確認できるもの
- ※育成医療に関しては、保健所が申請窓口となります。

## **自立支援医療（精神通院医療）**

精神に障害のある人が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、その障害を除いたり、軽減するための医療の一部を助成するものです。

## ■対象者

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒症又は、その依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの。

## ■有効期限

1年以内

## ■自己負担上限額

上記の更生医療と同様

## ■申請に必要なもの

- 精神通院医療の診断書
- 健康保険証
- 印鑑
- 所得が確認できるもの

# **後期高齢者医療の適用**

保険課 医療給付係 (0837)23-1129

高齢者医療確保法に基づく医療で、一般の方は満75歳から適用になりますが、一定の障害のある方は満65歳から適用されます。

## ■一定の障害のある方とは

- ・ 身体障害者手帳1～3級及び4級(音声機能または言語機能の障害、下肢障害の1号、3号、4号に該当する方のみ)の方
- ・ 障害年金1～2級を受けている方
- ・ 療育手帳Aの方

## ■必要なもの

### ●申請書

- 身体障害者手帳等(一定の障害の状態にある方は障害の状態を明らかにするもの)
- 健康保険証
- 印鑑

## ～～ ③ 日常生活の援助 ～～

### 補装具の交付・修理

身体上の障害を補って日常生活や職業生活をしやすくするため、必要な用具の交付または修理を行っています。(本人または家族の所得状況に応じて費用の一部を負担していただきます。)

※基準単価を超える場合、超えた額は自己負担となります。

■対象者 身体障害者手帳所持者

■主な補装具種目

障 害	種 目
肢体不自由	義足、義手、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、座位保持装置、車いす 電動車いす、歩行器、、排便補助具(児) 座位保持いす(児)、起立保持具(児)、頭部保持具(児) 重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器(標準型、高度難聴型、骨導型)

- 必要なもの
- 補装具交付(修理)申請書
  - 意見書
  - 山口県身体障害者更生相談所の判定
  - 身体障害者手帳
  - 印鑑

# 日常生活用具給付・修理

障害者(児)の日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具を給付・貸与しています。(本人または家族の所得状況に応じて費用の一部を負担していただきます。)

※基準単価を超える場合、超えた額は自己負担となります。

■対象者 市内に住所を有する在宅の障害者

■主な日常生活用具種目

障 害	種 目
肢体不自由	浴槽(湯沸器含む)、便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架 体位変換器、重度障害者用意思伝達装置 携帯用会話補助装置(肢・音・言)、入浴補助用装置、移動用リフト、歩行支援用具 居宅生活動作補助用具、訓練いす(児)、訓練ベッド(児) 頭部保護帽、収尿器、歩行補助つえ
視覚障害	盲人用テープレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、盲人用電卓、電磁調理器 盲人用体温計(音声式)、点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器 歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ(視、聴覚重複のみ) 視覚障害者用活字文書読上げ装置 点字器
音声・聴覚・言語障害	聴覚障害者用屋内信号装置(聴)、聴覚障害者用通信装置(聴・音) 聴覚障害者用情報受信装置(聴) 人工喉頭
内部障害	透析液加温器、酸素ポンプ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器 ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)、紙おむつ
その他	火災警報機、自動消火器、頭部保護帽、(貸与)福祉電話、ファックス

■必要なもの

●申請書

○身体障害者手帳又は療育手帳

○印鑑



## ～～ ④交通・移動の援助 ～～

### JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種の区分(第1種または第2種)に応じて、次に定める範囲で運賃が割引になります。

身体障害者手帳または療育手帳を提示して割引乗車券を購入してください。精神障害者保健福祉手帳は割引の対象にはなりません。

区分	条件	割引範囲	割引率
第1種	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数券、普通急行券	% 50
	単独に乗車する場合	片道100 kmを超えるときの普通乗車券	50
第2種	単独に乗車する場合	片道100 kmを超えるときの普通乗車券	50

※療育手帳は、A＝第1種 B＝第2種となります。

※グリーン料金、特急料金は割引されません。

※12歳未満の障害児は、小児運賃の50%引きです。ただし、小児定期乗車券は割引されません。

## 航空旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種の区分(第1種または第2種)に応じて、次に定める範囲で運賃が割引になります。

身体障害者手帳または療育手帳を提示して航空券を購入してください。割引の対象となるのは、本人、介護人が満12歳以上で、下記に該当する場合です。精神障害者保健福祉手帳は割引の対象にはなりません。

区分	条件	割引範囲	割引率
第1種	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通大人片道運賃 (同一搭乗区間を同時購入)	% 25
	単独に乗車する場合	普通大人片道運賃	25
第2種	単独に乗車する場合	普通大人片道運賃	25

## バス運賃の割引

路線バスの場合 …… 料金を支払う際に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

乗車券、定期乗車券を購入する場合 …… 発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

- 割引内容
- 普通旅客運賃 5割引
  - 定期旅客運賃 3割引
- (ただし、小児旅客運賃は割引になりません。)

※運賃割引の詳細なお問い合わせは、各バス会社までお願いします。

## 有料道路通行料金の割引

身体障害者または知的障害者のために有料道路(一部有料道路除く)の割引制度があります。割引率は50%です。また、ETCを利用して割引を受けることもできます。

なお、有効期限は2年間となっていますので、継続して割引を受けようとする場合は、更新手続きが必要です。精神障害者保健福祉手帳は割引の対象にはなりません。

対象者	障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方
	介護者が運転する場合	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方のうち、種の区分が「第1種」の方

※割引の対象となる自動車は、障害者一人につき一台のみ登録できます。

※営業用車両は対象となりません。

※登録できる自動車は、障害者本人又は家族名義のものに限ります。

## 長門市心身障害者等福祉タクシー助成事業

長門市では、心身障害者の日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、福祉の向上を目的にタクシー利用券の交付を行っています。

### ■対象者

市内に住所があり、次の手帳を所持している方

- ・身体障害者手帳 1～3級、下肢4級
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級

### ■助成額と枚数

1回につき利用券1枚(500円相当)が利用でき、年間48枚。  
人工透析通院者は、透析回数により104枚～312枚。

※10月以降の申請は、半分の枚数となります。

## **自動車運転免許の取得費の助成**

身体障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的に、身体障害者が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

- 対象者 (1) 身体障害者手帳の障害等級が1級から3級の者で、山口県公安委員会が行う適性試験に合格した者。  
(2) 身体障害者手帳の障害等級が4級から6級の者で、適性試験により、運転することができる自動車の種類(オートマチック車等)を限定された者。
- 助成額 自動車運転免許の取得に直接かかった費用の2/3で10万円を限度
- 必要なもの
  - 【申請する時】
    - 申請書
    - 適性試験に合格したことを証明する書類の写し
    - 身体障害者手帳
    - 印鑑
  - 【請求する時】
    - 請求書
    - 運転免許証の写し
    - 領収書(所要経費を証明できるもの)
    - 印鑑

## **自動車改造の助成**

身体障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的に、身体障害者本人が所有し運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳所持者 ※所得制限あり
- 助成額 10万円以内
- 必要なもの
  - 【申請する時】
    - 申請書
    - 改造に係る経費の見積書
    - 運転免許証の写し
    - 身体障害者手帳
    - 印鑑
  - 【請求する時】
    - 請求書
    - 改造後の写真
    - 印鑑

## **駐車禁止除外車両標章の交付**

身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害のために歩行が困難な方、または療育手帳Aの交付を受けている方は駐車禁止除外車両標章の交付を受けることができます。

詳しいお問い合わせ、申請の手続きは住所地を所轄する警察署までお願いします。

## ～～ ⑤ 公共料金の減免 ～～

### **NHK放送受信料**

次のような場合は、NHKの放送受信料の減免を受けることができます。

料金(全額免除の場合)	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を持っている人が属する世帯全員が、市民税非課税である場合
料金(半額免除の場合)	1.世帯主が視覚障害又は聴覚障害の手帳を所持している場合 2.世帯主が「身体障害者手帳1・2級」「療育手帳A」「精神障害者保健福祉手帳1級」を所持している場合

■申請手続き 福祉係、各支所・出張所で「放送受信料免除申請書」に所定の証明を受けてから、NHKの営業窓口へ提出してください。

■必要なもの ●放送受信料免除申請書  
○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳  
○印鑑

### **ケーブルテレビ放送受信料**

ケーブルテレビ放送センター (0837)23-1541

次のような場合は、ケーブルテレビの放送受信料の減免を受けることができます。

料金(全額免除の場合)	長門市に生活の本拠としての住居を有する世帯で、NHK放送受信料免除基準の「全額免除」に該当するもの
料金(半額免除の場合)	長門市に生活の本拠としての住居を有する世帯で、NHK放送受信料免除基準の「半額免除」に該当するもの

■申請窓口 ケーブルテレビ放送センター、税務課市民税係、各支所・出張所  
■申請期間 毎年7月1日～7月31日(毎年7月1日基準)  
■必要なもの ●減免申請書  
○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳  
○世帯全員の市民税課税証明書

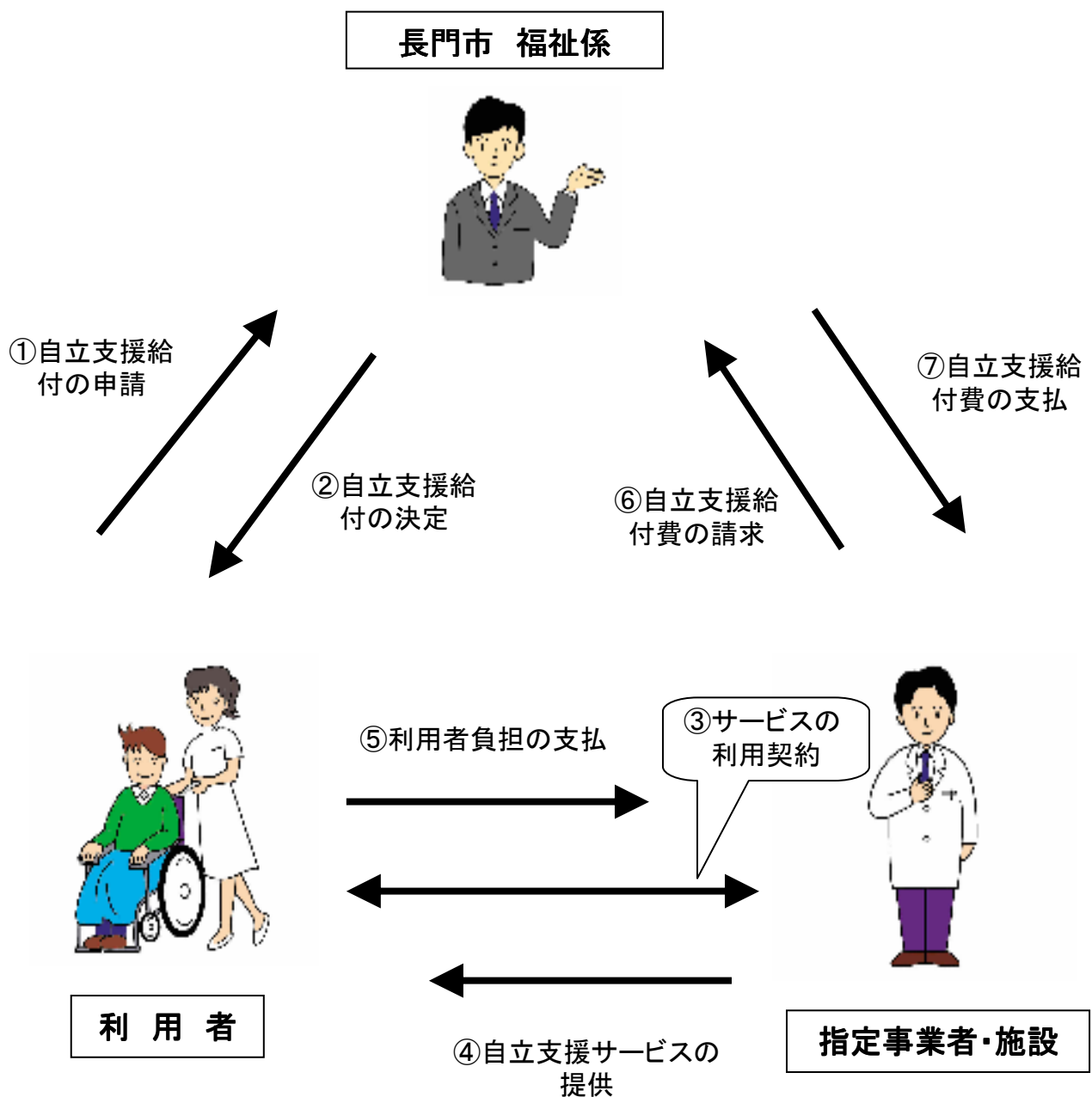


# ～～ ⑦自立支援給付サービス～～

## 自立支援給付

利用者は利用したいサービスを選び、事業者・施設と契約を行い、サービスを利用していただきます。サービスの支給決定を全国的に一定の基準にそって行い、サービス提供に必要な費用の1/10、食費や光熱水費等の実費を、自己負担したいただく事となります。しかし、負担が大きくならないように「毎月これ以上は支払わなくていい額(月額負担上限額)」を決めます。

月額負担上限額は、世帯の区分によってちがいます。さらに、負担をより軽くするために、一人ひとりに応じて、きめ細やかな軽減措置を行います。



## ・介護給付

居宅介護 ・ 生活介護 ・ 療養介護 ・ 施設入所 ・ 短期入所 ・ 行動援護 ・ 行動援護 ・ 重度訪問介護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ ケアホーム(共同生活介護) ・ 児童デイサービス

## ・訓練等給付

グループホーム(共同生活援助) ・ 自立訓練(機能訓練) ・ 自立訓練(生活訓練) ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援(A型)(B型)

## ・地域生活支援事業

移動支援事業 ・ 地域活動支援センター ・ 相談支援事業 ・ コミュニケーション支援事業 ・ 日常生活用具給付事業 ・ 日中一時支援事業

### ■ 対象者

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 所持者  
(その他、障害があると認められる方)

※詳細は、福祉課福祉係または三隅支所健康福祉係、日置支所健康福祉係、油谷保健福祉センターまでご相談下さい。



平成23年度版

# 障害者福祉のしおり

編集 長門市福祉課 福祉係